

障がい者就労支援に関する協定及び 生活困窮者等就労支援に関する協定について

【障がい者就労支援に関する協定】 (参考資料 1 参照)

三条市、アイエスエフネットグループ（以下「企業体」という。）並びに社会福祉法人県央福祉会、社会福祉法人三条市手をつなぐ育成会、社会福祉法人ひめさゆり福祉会及び社会福祉法人青空福祉会（以下「社会福祉法人」という。）は、障がい者の自己実現に向けた様々なニーズに対応するため、地域における就労支援の促進・充実に向けた取組において、連携・協力することを目的として、協定を締結いたしました。連携・協力の内容は次のとおりです。

1 就労における選択肢の確保と意思の尊重

障がい者のニーズに即した就労支援の環境を整備することで、障がい者の就労における選択肢の確保と意思の尊重に努めます。

2 企業体による就労支援の促進

企業的な環境での就労を希望する方に対して適切な支援が行われるよう、企業体による就労支援の促進に取り組みます。

3 社会福祉法人による就労支援の充実

福祉的な環境での就労を希望する方に対して適切な支援が行われるよう、社会福祉法人による就労支援の充実に取り組みます。

4 三条市、企業体及び社会福祉法人の連携・協力

障がい者の就労における意思が尊重され、適切な支援が行われるよう、三条市、企業体及び社会福祉法人は、必要な連携・協力を行います。

【生活困窮者等就労支援に関する協定】 (参考資料 2 参照)

三条市とアイエスエフネットグループは、生活困窮者自立支援法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者及び生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者（15 歳から 64 歳までの未就労者に限る。以下「生活困窮者等」という。）が経済的に自立した生活が送れるよう、就労支援や雇用促進に向けた取組において、連携・協力することを目的として、協定を締結いたしました。連携・協力の内容は次のとおりです。

1 就労支援体制の構築

様々な事情のある生活困窮者等への自立支援が効率的かつ効果的に展開されるよう、地域における社会資源を活用し、就労支援体制を構築します。

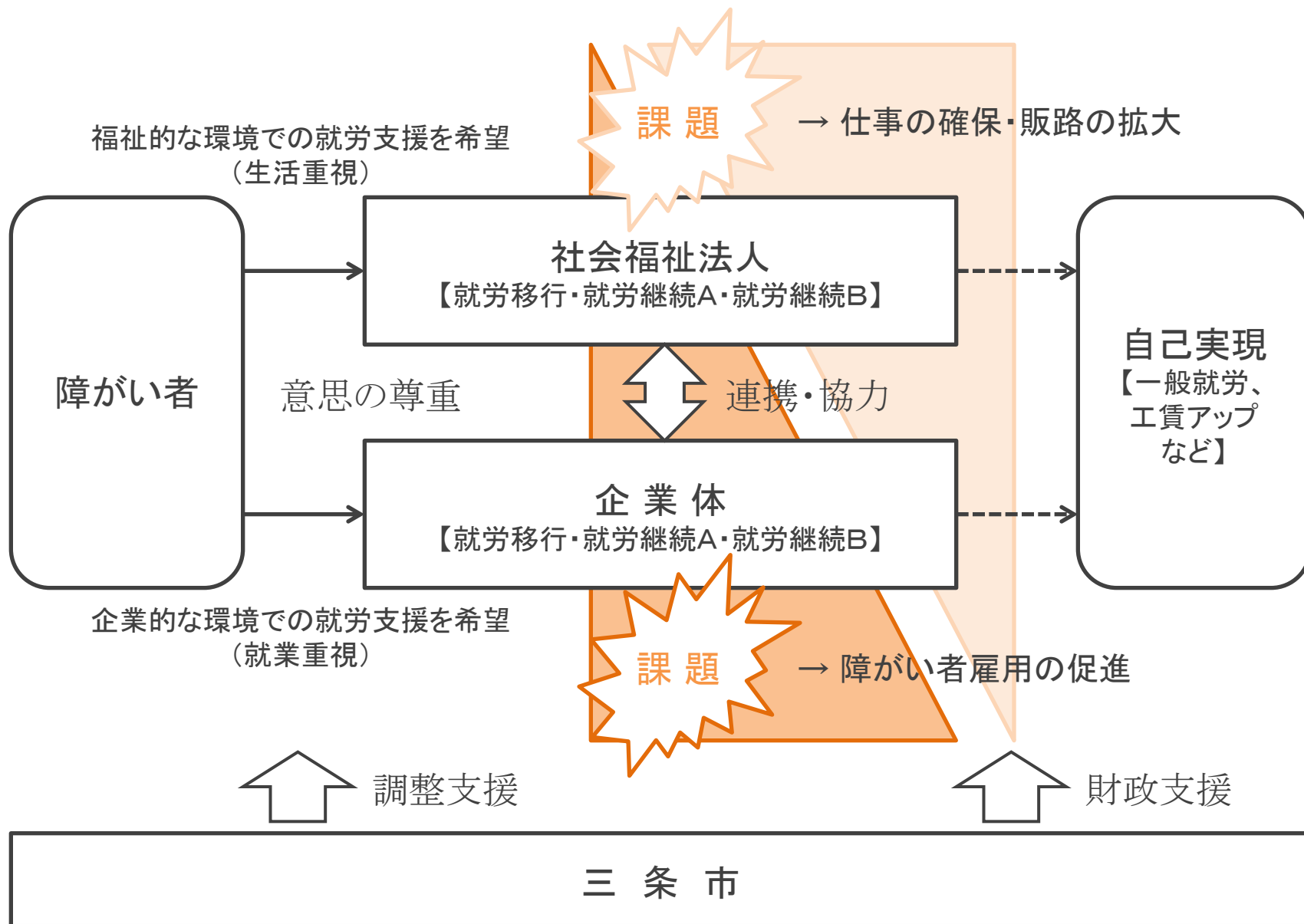
2 多様な就労支援の提供

就労に向けた支援が個々の事情に応じて適切に行われるよう、就労準備支援をはじめとする多様な就労支援の提供に努めます。

3 雇用機会の創出・拡大

生活困窮者等がその技能に応じて適切な就労につながるよう、企業体の新設や協力企業の開拓など雇用機会の創出・拡大に取り組みます。

6者協定による障がい者就労支援の全体イメージ



2者協定による生活困窮者等就労支援の全体イメージ

